# 4 全日本トラック協会ニュース

一平成 23 年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 (Gマーク制度)―

## 8,115 事業所の申請を受理

このうち新規申請 3,115 事業所、更新申請 5,000 事業所



"G"の由来は
good「良い」、glory「繁栄」の
頭文字「G」を取ったものです。

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関である社団法人全日本トラック協会(星野良三会長)は7月14日、トラック運送事業者の交通安全対策などへの事業所単位の取り組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「平成23年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の申請受付を終了しました。

事業9年目となる平成23年度は、7月1日の申請開始から同14日まで申請受付を行い、資格要件等をクリアした8,115事業所の申請を受理しました。(東日本大震災で被災された更新事業所の手続きに関する特例措置分を除く。)

このうち新規申請が 3,115 事業所となりました。一方、本年 12 月末で認定の有効期間が満了する平成 21 年度安全性優良事業所の更新申請(初回更新)が 2,208 事業所、20 年度安全性優良事業所の更新申請(2 回目更新)が 1,387 事業所、19 年度安全性優良事業所の更新申請(3 回目更新)が 1,405 事業所となり、更新申請が合計 5,000 事業所となりました。

この事業は、利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業 者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図るため、事業者の 安全性を正当に評価し、認定し、公表するものです。

全日本トラック協会では、12 月までに、申請を受理した事業所の申請書類を精査し、安全性評価委員会(委員長・野尻俊明流通経済大学法学部教授)の評価・決定の後、全国実施機関の長の認定を受けて、年内中に第9回目の『安全性優良事業所』を公表する予定です。

(添付資料:「社団法人全日本トラック協会の概要」「貨物自動車運送適正化事業実施機関について|)

◆お問い合わせ先 (社)全日本トラック協会 http://www.jta.or.jp/

広報部 永嶋・飯塚・本間 ☎ 03-5323-7242

適正化事業部 山田・吉田 ☎ 03-5323-7245

## ■社団法人 全日本トラック協会の概要

#### 所在地

〒 163-1519 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 19 階 TEL 03 (5323) 7109(代)

創立年月日

昭和23年2月17日

会 長

星野 良三 (ほしの・よしみ)

#### ◆主たる事業

- (1)交通公害防止対策、省エネルギー対策の推進
- (2)交通安全対策の推進
- (3) 輸送効率向上のための対策推進
- (4) 貨物自動車運送適正化事業の実施
- (5) 労働対策の推進
- (6) 消費者サービス向上のための対策推進
- (7) 広報活動の推進
- (8) 国際交流事業の実施
- ■トラック運送事業者数 6万 2.712 社 (平成 22 年 3 月末)
- ■営業用トラック台数 136 万 1,336 台(平成 22 年 3 月末)
- ■トラック運送事業従業員数 123 万 1.727 人 (平成 21 年 3 月末)
- ■トラック運送事業営業収入 13 兆 73 億円 (平成 20 年度末)

### ■貨物自動車運送適正化事業実施機関について

トラック運送事業は、国民生活や産業活動のなかで貨物輸送を担う重要な役割を果たしており、公益性の高い事業です。そのため、事業を経営するためには貨物自動車運送事業法に基づいて所定の要件を整えて、国土交通大臣の許可を得なければなりません。

この法律が施行された平成2年12月には、法施行と同時に、トラック運送事業が健全に発展し、公共の福祉を増進するために、トラック運送事業者の法律の遵守等について指導を行う適正化事業を推進する「貨物自動車運送適正化事業実施機関」が創設されました。

#### □国土交通大臣が適正化事業実施機関に指定

貨物自動車運送事業法第38条により「地方適正化事業実施機関」は都道府県単位で、地方 運輸局長公示により各都道府県トラック協会が指定され、また、地方適正化事業を円滑に実 施するための組織体制や指導重点項目などを定める「全国適正化事業実施機関」には、同法 第43条により国土交通省告示で全日本トラック協会が指定されています。

平成15年4月1日からは、改正貨物自動車運送事業法が施行されましたが、適正化事業実施機関は、関係行政と連携してトラック運送事業の適正化に取り組んでいます。

#### 平成23年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 申請事業所数

平成23年7月25日 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

ブロック名	地区名	新規	初回更新	2回目更新	3回目更新	合 計
北海道	札幌	78	44	28	24	174
	函 館 室 蘭	18 12	13 9	5 9	<u>6</u> 5	42 35
	旭 川	31	12	9	14	66
	帯広	19	10	3	6	38
	釧路	12	2	4	5	23
	<u>北 見</u> 計	7 177	96	3 61	7 67	23 401
東北	青森	39	22	14	13	88
	岩 手	17	33	19	25	94
	宮城	50 26	31 53	41	39 12	161
	秋 田 山 形	24	31	20 19	8	111 82
	福島	52	47	41	25	165
	計	208	217	154	122	701
関東	茨城	92 71	52 23	29 19	25 16	198 129
	<u>栃木</u> 群馬	63		20	12	129
	埼 玉	173	113	54	35	375
	千葉	164	105	59	42	370
	東 京 神奈川	196 167	109 63	63 72	104 54	472 356
	サラブ サラブ サイフ	30	24	20	6	80
	計	956	549	336	294	2,135
北陸信越	新潟	54	56	59	57	226
		54 28	51 33	31 26	19 20	155 107
	石川	23	29	20	21	93
	計	159	169	136	117	581
中部	福井	22	11	9	16	58
	<u>岐阜</u> 静岡	55 100	83 90	22 65	10 74	170 329
	愛 知	158	148	101	124	531
	三 重	64	45	28	18	155
	計	399	377	225	242	1,243
近畿	滋賀	58 55	19 45	15 21	11 24	103 145
	大 阪	195	139	56	124	514
	兵 庫	125	91	34	37	287
	<u>奈</u> 良 和歌山	16 50	9 5	10 8	<u>3</u>	38 73
	計	499	308	144	209	1,160
中国	鳥取	15	27	2	13	57
	島根	26	24	4	19	
	岡 山 広 島	60 87	49 71	44 33	34 52	187 243
	臣口	38	23	18	40	119
	計	226	194	101	158	679
四国	徳島	23	24	24	7	78 91
	香 川 愛 媛	37 34	30 24	9 13	5 3	81 74
	高 知	23	16	6	5	50
	計	117	94	52	20	283
九州	福 岡 佐 賀	178 29	110 23	67 23	68 15	423 90
	<u>佐賀</u> 長崎	37	9	13	2	
	熊本	32	16	21	33	102
	大分	29	13	16	13	71
	宮 崎 鹿児島	30 26	11 13	17 11	22 21	80 71
	沖縄	13	9	10	2	34
	計	374	204	178	176	932
全 国	計	3,115	2,208	1,387	1,405	8,115

初回更新 : 平成21年度に新規で認定を受けた事業所 2回目更新: 平成20年度に更新1回目で認定を受けた事業所 3回目更新: 平成19年度に更新2回目で認定を受けた事業所